市ノ瀬園地事業（昭和六十二年八月環境庁告示第三十四号により公示）の変更

変更後の公園事業の名称及び種類　　区　　域

市ノ瀬園地　　石川県白山市（市ノ瀬集団施設地区）

白山室堂園地事業（平成九年二月環境庁告示第八号により公示）の変更

変更後の公園事業の名称及び種類　　区　　域

白山室堂園地　　石川県白山市及び岐阜県大野郡白川村（白山室堂）

二　霧島錦江湾国立公園

九州自然歩道線道路（歩道）事業（平成四年八月環境庁告示第六十四号により公示）の変更

変更後の公園事業の名称及び種類　　路　　線

九州自然歩道線道路（歩道）

起点―鹿児島県霧島市（霧島神宮・国立公園境界）

終点―宮崎県西諸県郡高原町（祓川・国立公園境界）

起点―鹿児島県霧島市（湯之野・歩道分岐点）

終点―鹿児島県霧島市（新床）

起点―鹿児島県霧島市（大浪池南・歩道分岐点）

終点―鹿児島県霧島市（韓国岳南・歩道合流点）

起点―鹿児島県霧島市（新湯・歩道分岐点）

終点―鹿児島県霧島市（新燃岳北・歩道合流点）

起点―宮崎県西諸県郡高原町（御池松の港・歩道分岐点）

終点―宮崎県西諸県郡高原町（御池松の港・歩道合流点）

起点―宮崎県西諸県郡高原町（祓川南・歩道分岐点）

終点―宮崎県西諸県郡高原町（小池南方）

起点―鹿児島県指宿市（花瀬・国立公園境界）

終点―鹿児島県指宿市（山仲・国立公園境界）

起点―鹿児島県指宿市（脇塩屋・国立公園境界）

終点―鹿児島県指宿市（川尻・国立公園境界）

起点―鹿児島県指宿市（開聞登山口・歩道分岐点）

終点―鹿児島県指宿市（開聞岳山頂）

起点―鹿児島県指宿市（古川尻・国立公園境界）

終点―鹿児島県指宿市（長崎鼻）

終点―鹿児島県指宿市（岡児ヶ水・国立公園境界）

起点―鹿児島県指宿市（浜児ヶ水・国立公園境界）

終点―鹿児島県指宿市（福元・国立公園境界）

起点―鹿児島県指宿市（高峠・国立公園境界）

終点―鹿児島県垂水市（高峠・歩道合流点）

起点―鹿児島県霧島市（福山町福山・国立公園境界）

終点―鹿児島県霧島市（国分敷根・国立公園境界）

起点―鹿児島県肝属郡南大隅町（大浜・国立公園境界）

終点―鹿児島県肝属郡南大隅町（大久保・国立公園境界）

起点―鹿児島県肝属郡南大隅町（上之河原・国立公園境界）

終点―鹿児島県肝属郡南大隅町（垂水・国立公園境界）

起点―鹿児島県肝属郡南大隅町（立神・歩道分岐点）

終点―鹿児島県肝属郡南大隅町（下園・歩道合流点）

起点―鹿児島県肝属郡南大隅町（炭屋・歩道分岐点）

終点―鹿児島県肝属郡南大隅町（野尻野・歩道合流点）

起点―鹿児島県肝属郡南大隅町（伊座敷・国立公園境界）

終点―鹿児島県肝属郡南大隅町（島泊・国立公園境界）

起点―鹿児島県肝属郡南大隅町（島泊・国立公園境界）

終点―鹿児島県肝属郡南大隅町（外之浦・国立公園境界）

起点―鹿児島県肝属郡南大隅町（大泊・歩道分岐点）

終点―鹿児島県肝属郡南大隅町（御崎）

起点―鹿児島県肝属郡南大隅町（宮之元・国立公園境界）

終点―鹿児島県肝属郡南大隅町（船石・国立公園境界）

**○関東地方整備局告示第三百六十号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十月四日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号

関東地方整備局長　18

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社J建築検査センター

三(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | ― |
|---|---|
| 変更後 | 山名聡一郎、向山　賢、今野　博文 |

(2)　変更年月日

平成二十四年九月二十四日

**○四国地方整備局告示第百十八号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月四日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

その関係図面は、平成二十四年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び三百二十号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 宇和島市津島町岩松甲二二三五番一から同市津島町岩松甲二二一八番まで | 前 | 三九・三七～五九・八三（メートル） | 〇〇・〇三五（キロメートル） |
| | 後 | 五二・七四～五九・八三（メートル） | 〇〇・〇三五（キロメートル） |

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

**○四国地方整備局告示第百十九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月四日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 五十六号及び三百二十号 | 宇和島市津島町岩松甲二三四五番一から同市津島町岩松甲二一五四番一まで | 四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十四年十月四日